

2 条例第39条の2第2項の土壤汚染等調査において土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メートルを超える深さの位置について土壤その他の試料の採取及び測定の対象としなかった場合には、備考欄に当該対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類を記載すること。